



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 アルメタックス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 社長執行役員  
小原 肇  
(コード番号 5928 東証第2部)  
問 合 せ 先 取締役執行役員管理部長  
生川 聖一  
T E L 06-6440-3838

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 52 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。

これにともない、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分に発揮できるようするため、現行定款第 38 条（損害賠償責任の一部免除）の規定を一部変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更案は別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日（水）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 取締役、監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 38 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役及び社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>第 6 章 取締役、監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第 38 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。 但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>